

大阪教育大学リポジトリ運用指針

附属図書館長裁定

平成 20 年 11 月 5 日

(目的)

第1条 この指針は、大阪教育大学（以下「本学」という。）において運用する大阪教育大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運用方針を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集・蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運用は、本学附属図書館（以下「図書館」という。）において行うものとする。

(登録申請者)

第4条 リポジトリに教育・研究成果を登録申請できる者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、又は在籍したことのある役員及び職員
- (2) 本学大学院研究科の修士課程に在籍する、又は在籍したことのある大学院生で指導教員が推薦する者
- (3) その他、附属図書館長（以下「図書館長」という。）が適当と認めた者

(登録対象物)

第5条 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たし、かつ本学においてその主要な部分が作成されたものとする。

- (1) 学術的価値を有するものであること
- (2) 原則として、内外の学術機関により公表されたものであること
- (3) 登録申請者が作成に関与した教育・研究成果であること
- (4) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること
- (5) 名誉・プライバシー等の人権及び個人情報の問題が生じないものであること
- (6) 守秘義務に関わる問題が生じないものであること
- (7) 国立大学法人大阪教育大学知的財産ポリシー等の本学規定上の問題が生じないものであること
- (8) 著作権法上、問題が生じないものであること

(登録申請された教育・研究成果の取扱い)

第6条 図書館は、以下の方法によってリポジトリに登録申請された教育・研究成果を取り扱う。

- (1) 教育・研究成果を利用・保存するために、必要な複製・媒体変換を行い、リポジトリを構築するサーバーに期限を設けず格納する。

- (2) 前号の複製物は、ネットワークを通じて不特定多数に無料で公開する。
- (3) 学内外で公開されている他のデータベースと相互の連携を図るため、メタデータ及びリンク情報を提供することがある。
- (4) 登録申請のあった教育・研究成果が不適切であると図書館運営委員会が判断し、図書館長が認めた場合は、登録を拒否することがある。

(登録された教育・研究成果の利用)

第7条 登録された教育・研究成果を利用する者(以下、「利用者」という)は著作権法の範囲内での利用とする。

(登録された教育・研究成果の削除及び非公開化)

第8条 図書館は、以下の場合に、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除又は非公開化することができる。

- (1) 登録申請者が、理由を付して削除の申請を行い、それを図書館長が認めた場合
- (2) 公序良俗に反する、盗用・剽窃による成果である、研究倫理上の問題が生じることが判明した、又は内容が著しく不適切であると図書館運営委員会が判断し、図書館長がこれを認めた場合
- (3) 教育・研究成果等の内容が他に帰属する著作権等の知的財産権を侵害すると図書館運営委員会が判断し、図書館長がこれを認めた場合
- (4) 登録申請者から既に登録された教育研究成果の改版を登録する旨の申し出があった場合
- (5) その他、図書館長が特に認めた場合

(著作権)

第9条 教育・研究成果がリポジトリに登録された後も著作権は著作権者の元に留保される。

(免責事項)

第10条 本学はリポジトリに登録された教育・研究成果を利用することによって発生したいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 本運用指針について定めのない事項については、必要に応じ図書館運営委員会で審議して定める。

附 則

この指針は、平成20年11月5日から施行する。